

【第 1 問】

問 1 正解 2

1. ○ 適切。生命保険募集人・保険仲立人の登録を行っていない F P は、保険の募集や勧誘を行うことはできないが、必要保障額の試算を行うこと、保険商品の仕組みや商品内容の説明は可能である。
2. × 不適切。弁護士資格を有していない F P は、顧客の代理人など個別具体的な法律事務を行うことができないため、一般的な法令などの説明にとどめる必要がある。
3. ○ 適切。税理士資格を有していない F P は、営利目的の有無、有償・無償を問わず、個別具体的な税理士業務を行うことができないため、一般的な税法の解説や資料の提供にとどめる必要がある。

問 2 正解 2

(ア) を求める：433万円

$$\bigcirc \text{年後の予想額 (将来価値)} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$4 \text{ 年後の給与収入 (夫)} : 400 \times (1 + 0.02)^4 = 432.972 \dots$$

→433 (万円、万円未満四捨五入)

(イ) を求める：968万円

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2024 \text{ 年の金融資産残高} : 840 \times (1 + 0.01) + 120 = 968.4$$

→968 (万円、万円未満四捨五入)

【第2問】

問3 正解 2

1. × 不適切。株価収益率（P E R）で比較した場合、Q X株式会社の株価は日経平均採用銘柄の平均（予想ベース）より割高である。

$$P E R（株価収益率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり純利益}}$$

$$Q X株式会社のP E R = \frac{910\text{円}}{45\text{円}} = 20.22\cdots\text{倍} \rightarrow \underline{20.22\text{倍}}$$

∴日経平均採用銘柄の平均（予想ベース）のP E Rは14.23倍であるから、Q X株式会社の株価は割高である。

2. ○ 適切。株価純資産倍率（P B R）で比較した場合、Q X株式会社の株価は東京証券取引所市場第1部（東証1部）全銘柄の平均より割安である。

$$P B R（株価純資産倍率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり純資産}}$$

$$Q X株式会社のP B R = \frac{910\text{円}}{1,375\text{円}} = 0.661\cdots\text{倍} \rightarrow \underline{0.66\text{倍}}$$

∴東証1部全銘柄平均P B Rは1.33倍であるから、Q X株式会社の株価は割安である。

3. × 不適切。配当利回りで比較した場合、Q X株式会社の配当利回りはジャスダック全銘柄の平均（予想ベース）より高い。

$$\text{配当利回り（\%）} = \frac{1 \text{株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

$$Q X株式会社の配当利回り（\%） = \frac{30\text{円}}{910\text{円}} \times 100 = 3.296\cdots\% \rightarrow \underline{3.30\%}$$

∴ジャスダック全銘柄の平均（予想ベース）は1.57％であるから、Q X株式会社の配当利回りは高い。

問4 正解 1

1. × 不適切。空欄（ア）にあてはまる語句は、「上昇」である。市場に出回る株数が減ると1株当たりの価値は上昇する。
2. ○ 適切。配当性向とは、株式会社が稼いだ純利益のうち株主へ配当した割合を示し、株主への還元率を表す指標である。純利益が同額であれば、株主へ支払う配当金が多い会社の方が配当性向は高くなる。
3. ○ 適切。株主優待制度とは、自社製品や割引券、商品券などの特典等を株式会社が株主に贈る制度のことである。

問5 正解 3

(ア) を求める：160,000円

新規募集時（1口当たり1円）に1,000万口購入している

1万口当たりの基準価額は、10,000円である。

1,000万口当たりの評価額は、10,000円×1,000＝10,000,000円である。

購入時手数料＝1,000万口あたりの評価額×手数料率（税込み）

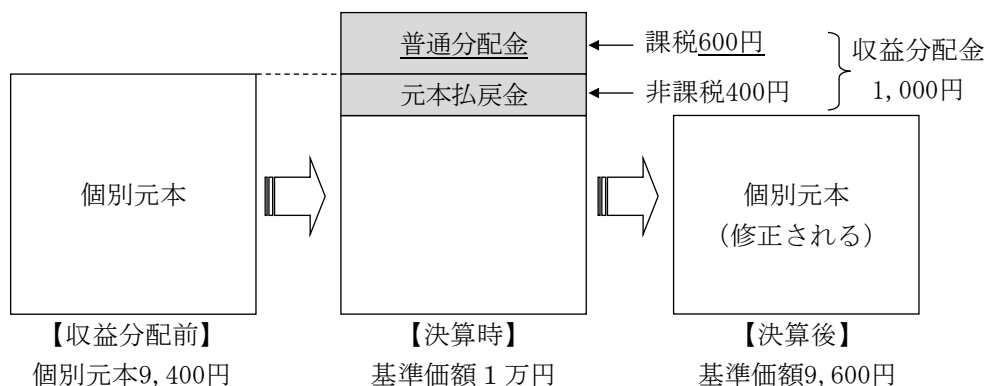
$$=10,000,000円 \times 1.6\%$$

$$=160,000円$$

(イ) を求める：普通分配金

追加型の国内公募株式投資信託の収益分配金は、個別元本方式により課税額が算出される。個別元本方式とは、受益者（投資家）ごとに税法上の元本を把握する方法である。元本超過部分は「普通分配金600円」として課税の対象となり、元本の払い戻しとみなされる部分は「元本払戻金（特別分配金）400円」として非課税になる。

【収益分配金支払後の基準価格＜個別元本】



【第3問】

問6 正解 2

価格の種類	公示価格	相続税路線価	固定資産税評価額
所管	<u>国土交通省</u>	国税庁	<u>市町村</u> <u>(東京23区は東京都)</u>
評価割合	—	公示価格の <u>80%</u> 程度	公示価格の70%程度
実施目的	一般の土地取引 の指標等	相続税等の 財産評価の基礎	固定資産税等の 課税標準の基礎

問7 正解 3

建築物の敷地は、原則として、幅員4m以上の道路に2m以上接することが建築基準法で定められている。資料の甲土地が面している市道は幅員3mであり「セットバック」を要するため、道路の中心線から2mまで道路とみなす。甲土地は、道路の中心線から1.5mしか離れていないため、0.5m後退させる必要がある。

$$\begin{aligned}\text{敷地面積} &= \text{縦の長さ} \times \text{横の長さ} \\ &= (10 - 0.5) \text{ m} \times 20 \text{ m} \\ &= \underline{190 \text{ m}^2}\end{aligned}$$

【第4問】

問8 正解 2

杉野健三さんが、2021年中に初めてがんと診断され、がんの治療のために22日間入院し、その間に手術（給付倍率40倍）を1回受け、退院から1週間後に交通事故で死亡した場合に支払われる保険金および給付金は合計（1,720,000円）である。

<解説>

がん（悪性新生物）による入院・手術の場合、下記の給付金を受け取ることができる。

がん診断給付金	： 100万円
入院給付金	： 入院1日目から1日につき10,000円
手術給付金	： 1回につき手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍

なお、退院から1週間後に交通事故で死亡したため、がん以外の死亡による死亡保険金も受け取ることになる。

- ・入院給付金 $10,000 \text{ 円} \times 22 \text{ 日} = 22 \text{ 万円}$
- ・手術給付金 $10,000 \text{ 円} \times 40 \text{ 倍} = 40 \text{ 万円}$
- ・がん診断給付金 100万円
- ・死亡保険金（がん以外） $10,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 倍} = 10 \text{ 万円}$
- ∴保険金および給付金は合計 $22 \text{ 万円} + 40 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} = \underline{172 \text{ 万円}}$

問9 正解 1

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	対象となる税金
定期保険A	夫	妻 ×	子	贈与税
介護保険B	妻	夫 ×	妻	所得税（一時所得）
個人年金C	夫 ×	夫 ×	妻	相続税

（×は死亡を意味する）

1. ○ 適切。契約Aについて、子が受け取った死亡保険金は贈与税の課税対象となる。
2. × 不適切。契約Bについて、妻が受け取った死亡保険金は所得税（一時所得）・住民税の課税対象となる。
3. × 不適切。契約Cについて、妻が受け取った死亡保険金は相続税の課税対象となる。

問10 正解 3

1. × 不適切。原動機付自転車は、自賠責保険の加入が義務付けられている。
2. × 不適切。治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料は、「傷害による損害」として、被害者1名当たり最高120万円まで支払われる。
3. ○ 適切。自賠責保険は対人事故のみを補償の対象としており、単独事故による運転者自身のケガについては補償していない。なお、対物事故も対象外である。

【第5問】

問11 正解 1

布施さんの2021年分の所得税における総所得金額：210万円

・給与所得の金額＝アルバイト収入－給与所得控除額

$$= 50 \text{万円} - 55 \text{万円}$$

$$= \blacktriangle 5 \text{万円} \quad \therefore 0 \text{円}$$

・雑所得の金額＝老齢厚生年金の年金額－公的年金等控除額

$$= 320 \text{万円} - 110 \text{万円}$$

$$= 210 \text{万円}$$

∴総所得金額＝給与所得の金額＋雑所得の金額

$$= 0 \text{円} + 210 \text{万円}$$

$$= \underline{210 \text{万円}}$$

問12 正解 3

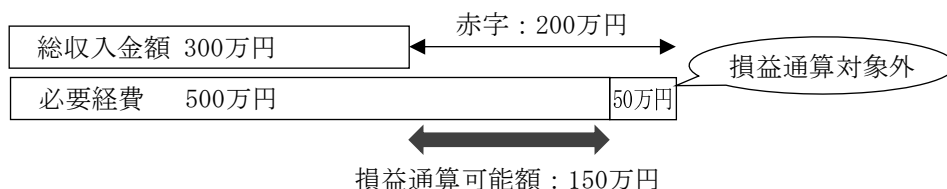
他の所得の金額と損益通算が可能な所得は、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得である。したがって、雑所得の損失は損益通算できない。なお、不動産所得において、土地等を取得するために要した負債の利子50万円は、損益通算の対象外となる。

不動産所得における損益通算可能額

＝総収入金額－必要経費（土地取得のための負債利子を除く）

＝300万円－（500万円－50万円）

＝▲150万円



問13 正解 2

《医療費控除の控除額》

総所得金額等の合計額×5% と 10万円 のいずれか低い方の金額であり、200万円が上限になる。

（注）細川さんの2021年分の所得は給与所得600万円のみである。

$600\text{万円} \times 5\% = 30\text{万円}$ $30\text{万円} > 10\text{万円}$ ∴医療費控除の控除額は10万円

なお、その年の総所得金額等が200万円未満の人は、10万円ではなく、総所得金額等の5%の金額になる

- ・美容目的の施術代 150,000円→×対象外
 - ・健康診断料（重大な疾病が発見され、同年9月より治療のため入院） 20,000円→○対象
 - ・治療費（医療保険による給付金を控除後） 250,000円→○対象
- ∴医療費控除の金額（200万円限度）＝実際に支払った医療費の合計額※－10万円
- ＝（20,000円＋250,000円）－10万円
- ＝170,000円

※生命保険契約などの入院費給付金や、健康保険などの高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など、保険金などで補てんされる金額は差し引く。予防のための医療費は対象外である。

【第6問】

問14 正解 2

本問において、民法上の相続人は、妻：智子、子：歩美、孫：大雅（真衣の代襲）の3人になる。孫：莉名（卓哉さんの代襲）は相続を放棄しているため民法上の相続人ではない。相続人の組み合わせが「配偶者と子」の場合、妻：智子の法定相続分は $1/2$ 、歩美と大雅の法定相続分はそれぞれ $1/2 \times 1/2 = \underline{1/4}$ である。

∴智子： $1/2$ 、歩美： $1/4$ 、大雅： $1/4$

問15 正解 3

[西山さんの回答]

「ご相談のあった贈与について相続時精算課税制度の適用を受ける場合、原則として、贈与をした年の1月1日において、贈与者である親や祖父母が（ア 60）歳以上、受贈者である子や孫が20歳以上（2022年4月1日以降は18歳以上）であることが必要とされます。和夫様と豊様はこれらの要件を満たしていますので、所定の手続きをし、特別控除として最大（イ 2,500）万円の控除を受けることができます。今回贈与を考えている現金の金額は3,000万円であり、（イ 2,500）万円を超えています。この超えた部分については、（ウ 20）%の税率を乗じて計算した贈与税が課されます。」

<解説>

相続時精算課税制度の適用を受ける場合、贈与年の1月1日において、贈与者である親や祖父母が60歳以上、受贈者である子や孫が20歳以上（2022年4月1日以降は18歳以上）でなければならない。

相続時精算課税制度の適用を受ける場合の贈与税額

=（適用を受けた贈与財産の課税価格の合計額－特別控除額2,500万円）×20%

=（3,000万円－2,500万円）×20%

=100万円

【第7問】

問16 正解 3

＜香川家のバランスシート＞

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	2,500
普通預金	200	負債合計	2,500
定期預金	400	[純資産] (ア <u>1,880</u>)	
投資信託	100		
上場株式	150		
生命保険（解約返戻金相当額）	30		
不動産（自宅用マンション）	3,500		
資産合計	4,380	負債・純資産合計	4,380

＜バランスシートの作成の手順＞

- ① 設例のデータ〔保有財産（時価）〕〔負債残高〕から、香川家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は4,380万円、負債合計は2,500万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も4,380万円となる。
- ③ 純資産を求める。
純資産＝資産合計－負債合計＝4,380万円－2,500万円＝1,880万円

問17 正解 2

退職一時金のうち500万円を年利2.0%で複利運用しながら5年間で均等に取り崩す。

年間で取り崩すことができる最大金額は、「退職一時金の一部×資本回収係数」で求められる。

$$500万円 \times 0.21216 (2.0\% \cdot 5 \text{年の資本回収係数}) = \underline{1,060,800円}$$

問18 正解 1

1. × 不適切。繰上げ返済は、通常の返済とは別に、現在返済しているローンの元金の一部または全部を返済するものである。
2. ○ 適切。繰上げ返済は、早期に行うほど、利息軽減効果は高くなる。
3. ○ 適切。なお、返済期間を変えずに、毎月の返済額を少なくする方法を『返済額軽減型』という。

問19 正解 2

[成田さんの回答]

「傷病手当金は業務外の病気やケガの療養のため、勤務先を休んだ日が連続して（ア 3）日間続いた後（イ 4）日目以降の休業して賃金が受けられない日について、休業 1 日につき、支給開始日以前の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均額を30で除した額の（ウ 3分の2）相当額が支給されます。」

<解説>

休業 1 日あたりの支給金額

＝支給開始日以前の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額÷30×2/3

支給期間は、支給を開始した日から 1 年 6 カ月である。連続して休んだ初めの 3 日間（待期期間）は支給されず、4 日目以降支給される。

問20 正解 1

<家族構成>

本人 航平 : 42歳 会社員←死亡

妻 優子 : 40歳

長女 あかり : 17歳

1. ○ 適切。遺族基礎年金は、18歳到達年度末日（3月31日）までの子のある配偶者に支給される。長女のあかりさんは17歳なので、妻の優子さんに子 1 人の加算額を含む遺族基礎年金が支給される。遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者が死亡した場合、その者によって生計を維持されている一定の遺族に支給される。生計維持要件を満たしているため、妻の優子さんには遺族厚生年金が支給される。
2. × 不適切。遺族厚生年金は支給されるが、中高齢寡婦加算額は加算されない。夫の死亡当時40歳以上65歳未満の子のない妻に中高齢寡婦加算額が遺族厚生年金に加算される。妻が65歳になると妻自身の老齢基礎年金を受給できるため中高齢寡婦加算は打ち切られる。妻の優子さんには、18歳到達年度末日（3月31日）までの子（長女あかりさん）がいるため遺族基礎年金が支給される。遺族基礎年金の支給が打ち切られた以降は、中高齢寡婦加算が支給される。
3. × 不適切。遺族厚生年金は支給されるが、寡婦年金は支給されない。寡婦年金や死亡一時金は、第一号被保険者が死亡しても遺族基礎年金が受給できない場合に支給されるため、妻の優子さんは支給の対象にはならない。